

## 《月刊 JTC 『節税コラム』 1 月号》

## 第 2 回～青色申告制度の恩恵！？～

みなさま、こんにちは。さて、今回の節税コラムも前回の医療費控除に続き確定申告のお話です。その中でも青色申告制度について取り上げたいと思います。個人事業主には青色申告制度という制度が設けられており、この制度を活用することによって様々な特典を受けることができます。これから開業予定の方、今まで青色申告でなかったという方は弊社までご連絡をお待ちしております！

## 《青色申告の特典のうち代表的なもの》

## ①青色申告特別控除（個人事業主のみ）

この制度を活用することによって、不動産所得・事業所得などの所得から 65 万円の特別控除が認められています。（一定の場合には 65 万円の控除が 10 万円の控除になりますので注意が必要です。）現金の支出がないにも関わらず利益を減らすことができるのでお得です。

## ②青色事業専従者給与の必要経費算入（個人事業主のみ）

色々条件はありますが、個人事業主と生計を一にする親族へ給与を支払うことで、節税が可能になります。仮に 1,000 万円の事業所得が発生し、このうち 500 万円を青色事業専従者へ給与として支給すると所得税・住民税合計で約 112 万円の節税になります。（図表参照）

## ③少額減価償却資産の必要経費算入

パソコンなど購入金額が 1 台あたり 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、購入金額を取得年度の経費にすることができます。（1 台あたり 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産の購入金額については、1 年間の合計が 300 万円までとなっていますので注意が必要です。）

## ④貸倒引当金の設定

健全な売上先に対する売上債権（社会保険診療報酬の未収分（2 カ月分）も含まれます）について、一定金額を経費にすることができます。例えば、年末時点で得意先 A 社に対して、売掛金が 200 万円あった場合、個人事業主であれば  $200 \text{万円} \times 5.5\% = 11 \text{万円}$  を経費にすることができます。

## ⑤純損失の繰越控除

今年発生した損失を来年以降 3 年間の利益と相殺することができます。例えば、今年 200 万円の損失が発生し、来年 300 万円の利益が出た場合、来年の税金計算をする時は  $300 \text{万円} - 200 \text{万円} = 100 \text{万円}$  を基にして税金計算を行います。

## ⑥教育訓練費の税額控除

条件は色々ありますが、従業員などのために支払った研修費などのうち、一定金額を税金から差し引くことができます。例えば、年間で 100 万円の研修費を支払った場合、100 万円が経費になった上で、最大 12 万円を納めるべき税金から差し引くことができます。

## ⑦機械等を取付した場合の税額控除

⑥同様に条件は色々ありますが、1 台当たり 160 万円以上の新品の機械装置や総重量が 3.5 トン以上の貨物運送用の車両などを購入すると、購入金額のうち一定金額を税金から差し引くことができます。例えば、200 万円の機械装置を購入した場合、最大で 14 万円を納めるべき税金から差し引くことができます。

図表 青色事業専従者給与を500万円支給した場合

個人事業主	①	②
事業所得	10,000,000	5,000,000
所得控除	380,000	380,000
課税所得	9,620,000	4,620,000
所得税	1,638,600	496,500
住民税	962,000	462,000
合計	2,600,600	958,500

青色事業専従者	①	②
給与収入	0	5,000,000
給与所得控除	0	1,540,000
給与所得	0	3,460,000
所得控除	0	380,000
課税所得	0	3,080,000
所得税	0	210,500
住民税	0	308,000
合計	0	518,500

二人の合計	2,600,600	1,477,000
-------	-----------	-----------

⇒①と②を比較して1,123,600円の節税。

所得控除は基礎控除のみを加味しております。

①青色事業専従者への給与支給なし

②青色事業専従者への給与支給あり

(文責 多田 俊生)